

## 白老町町内会連合会弔慰規定

第 1 条 白老町町内会連合会に加入している単会の会長が逝去したときは、香典金 10,000円を贈る。

第 2 条 特殊な事情が発生し、会として意を表す必要があると考えられる場合は、三役で協議し決定する。

付 則

この規定は、平成 5年 4月 1日から施行し適用する。

この規定は、平成 6年 4月 1日から施行し適用する。